

白石市公告第49号

公募型プロポーザルに関する公告

標記の件について、令和4年9月27日付け白石市公告第46号を取り下げるとともに、白石市施設予約システム等導入業務について、公募型プロポーザルに関する事項を、次のとおり公告する。

令和4年10月5日

白石市長 山田 裕一

1. 業務名

令和4年度 白石市施設予約システム等導入業務

2. 業務及びプロポーザルの概要

現在、本市が直接管理している野球場、テニスコート等の予約は、市役所窓口で受け付けており、次月分の予約開始日である毎月1日には、利用希望者が来庁し、窓口混雑している状況である。また、施設の利用に必要な鍵の貸出についても、利用者が借用、返却のために窓口に来庁している状況である。

新型コロナウイルス感染症拡大防止や新しい生活様式に即し、利用者の利便性の向上及び職員の管理事務の効率化を図るため、公共施設予約システム等を導入する。

3. 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる事業者は、白石市競争入札参加資格者名簿の「物品の販売・製造、役務の提供」に登録されている者であり、次の要件のすべてを満たすこととする。

(1) 次の各号のいずれにも該当すること。

ア 白石市建設工事等入札参加業者指名停止要領（昭和61年告示第32号）に基づく指名停止措置を受けていない者。

- イ 白石市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しない者。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
 - エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。
- (2) 平成29年4月1日から令和4年8月31日までの間で、地方自治体において、施設予約システムの運用実績又は導入支援の実績があること。
 - (3) プライバシーマークの認証を取得していること。

5. 手続等

(1) 必要書類の配布

白石市施設予約システム等導入業務プロポーザル実施要領、仕様書、提案書作成要領及び各様式等は、白石市ホームページで公表するので、適宜ダウンロードすること。

(2) 必要書類の提出方法

参加表明書等の提出方法、提出期限及び提出先等については、実施要領等を参照すること。

6. 担当

白石市総務部デジタル推進課

住所：〒989-0292

白石市大手町1番1号

電話：0224-26-8228

E-mail：joho@city.shiroishi.miyagi.jp